

茨城県環境アドバイザー制度要綱

(目的)

第1条 地域における環境保全に関する知識の普及を図るとともに環境教育・学習の推進に資することを目的として、住民団体等が実施する環境問題に関する講演会、環境講座、環境学習会、観察会など（以下「講演会等」という。）に、茨城県環境アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣する制度を設ける。

(職務)

第2条 アドバイザーは、地域において講演会等を通じ、環境保全に関する知識の普及・啓発を図ることを職務とする。

(委嘱)

第3条 知事は、地球環境問題、自然環境の保全、公害の防止、廃棄物の処理対策、環境教育又は省エネルギー・省資源などに関し、知識や経験を有する者をアドバイザーに委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は委嘱の日から3年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(経費の負担)

第5条 県は、予算の範囲内において、アドバイザーに対して謝金（旅費相当分を含む。）を支給する。

(事務取扱)

第6条 アドバイザーの派遣に関する事務は、茨城県県民生活環境部環境政策課で行う。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほかアドバイザーの派遣に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。